

議会基本条例検討協議会（第17回）

平成25年 1月29日（火）

場 所：委員会室

1 成文化した条文の検討（資料1～3）

2 その他

【河崎会長】 本日は、成文化した条文の検討を引き続き行う。

1. 成文化した条文の検討

【河崎会長】 本日は、成文化した条文の検討を引き続き行う。今回は「会派の形成」の項目まで終わり、本日は資料1の「市民参加、説明責任」の項目の途中からとなる。

【事務局次長】 「市民参加」の条文について、第4項を第3項とし、同項は事務局で成文を考えるとのことであったので、事務局案として「議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる」と記載している。

【河崎会長】 前回の議論の経過で第2項を削除し、第1項を3案併記としている。2つ目の案は新政クラブ案で、「必要に応じて市民参加の推進に努めるものとする」は日本語として不自然なので、「必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする」として再提案となっている。3つ目の「議会は、市民参加の機会や参加手段の向上に努めなければならない」は、山田委員からあまりに漠然としておりいかがかとの意見があった。正副会長としては2つ目の案で成文化したいと考えている。

市民参加については、全国の議会基本条例では「市民参加」のところに「市民の多様な意見の把握」といった条文を入れているが、本市議会の案文では「議員の活動原則」の条文の第2号、議会の活動原則の条文の第3号で触れている。「必要に応じて」は、例えば本協議会を設置したことによる必要性から傍聴に来てもらい、意見をいただいたりしている。そういうところを踏まえて、2つ目の案でどうか。

【山田委員】 異議はない。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、第2項を残すとの方針を変えたくない。よって、3案のいずれにも乗れない。

【窪委員】 2つ目の案で構わない。

【赤嶺委員】 現段階ではこの方針を変えたくはないが、この後の議論を勘案しながら結論を出したいので、この案件は先送りしてもらいたい。

【大波委員】 本日中に条文検討を終わらせるスケジュール案である。

【河崎会長】 明るいまらい・やまと以外は、2つ目の案でよいか。

【山本委員】 第1項は2つ目の案でよいが、第2項は、より明確に議会が改革することが市民の目に見えるので、残したほうがよい。

【河崎会長】 明記すると、いかにコストがかかってもやらなければならない。この条の逐条解説に「将来的には、休日夜間や地域に出向いてということも検討していきたい」と逐条解説に書くことでも難しいか。

【山本委員】 検討はするが結果的にやらないことになる、結局議会は何もやらないと市民に思われてしまう可能性が高い。条文に書いて意思を明確にすべきである。

【窪委員】 休日や夜間に議会を開催することが市民の要求なのか。市長や幹部職員、全議員が出席することが物理的に可能なのか。それが今やらなければならない課題なのか。こんなことをしたらひんしゆくを買う。お金もかかる。同調できない。

【河崎会長】 真っ向から反対する意見があり、全会一致しないので条文にはできない

ことになる。

【赤嶺委員】 今後の議論を勘案したいので、先送りしてもらいたい。

【河崎会長】 第3項は「ものとする」を加えて第2項とし、第4項は「議会は」を主語とする事務局案で第3項とし、一たん、先送りにすることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「会議及び情報の公開」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第1項は「すべての」を入れるかどうかで仮置きになっているが、「会議」という用語は、通常は本会議を指す。第2項はインターネットに特化しているので、インターネットに限るのはいかがかと考える。第4項は、「議会報告会」「意見交換会」と具体の名称が挙げられているが、地方自治法では、このように会を設置するに当たっては会議規則で規定することになっているので、基本条例にこういった形で定めたときにはどういう取り扱いになるのか懸念される。また、規定した以上は実施しなければならないという点を指摘しておきたい。「地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」という規定のほうがよいのではないか。

【河崎会長】 第1項は「本会議及び委員会」とすると、「委員会」は常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3つなので、各派代表者会、全員協議会は含まれない。代表者会は要点筆記の議事録があり、情報公開請求があれば開示している。全協は議事録がない。総務部長と意見交換した際に、代表者会や全協が公開されれば、市側としては提供できる情報が少なくならざるを得ないとのコメントがあったことは、本協議会でも伝えている。神奈川ネットワーク運動としては、代表者会をすべて公開することには疑問を持っているが、議会改革に関する事項を代表者会で決めてきたのはかなり問題があり、できれば議運のような公開されている場で行うべきと述べてきた。事務局からは、代表者会、全協の公開は平成23年12月に代表者会で議論され、現状維持との結論が出ているので、公開とするなら代表者会の合意が必要ではないかとの意見ももらっている。第1項は、「本会議及び委員会は、原則として公開とする」という方向でまとめていきたいがどうか。

【大波委員】 それでよい。

【中村副会長】 新政クラブは賛成する。

【山田委員】 公明党も賛成である。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは反対である。

【山本委員】 代表者会で物事を決定することをなくすことが前提なのか。

【河崎会長】 決定には大小いろいろあり、そのたびごとに決定はある。先ほど述べたのは、議会改革に関するような大きな事項を公開されない会議でやるのはいかがかということである。

【山本委員】 議会で決める方針のような決定は、代表者会ではやらないことでよいか。

【河崎会長】 それは神奈川ネットワーク運動の意見として述べた。代表者会では合意されていない。

【山本委員】 代表者会が本市議会の最高意思決定機関になっている状況であれば、それを公開しないわけにはいかない。市側からの情報を受けるだけであれば、そこまでは

公開する必要はないと思う。

【河崎会長】 明るいまらい・やまととみんなの党大和の主張もよくわかるが、全会派で合意できない。「本会議及び委員会」が現段階では限界である。2会派が合意できないとこの条文自体がなくなるおそれがある。委員会の公開は、本市議会はかなりよいほうで、横浜市会ではまだ委員会が公開されていない。今後一歩ずつ進んでいくことでどうか。

【赤嶺委員】 第1項では、代表者会、全協も公開していくべきである。第2項から第4項は反対しない。

【河崎会長】 第2項は「インターネット等で会議を中継するほか」は削除し、「議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする」としたいと考えている。

【大波委員】 それでよい。

【河崎会長】 この部分は、本市議会はかなりやっけてきている。委員会のインターネット中継も課題がクリアされれば可能になる段階まで来ている。委員会のインターネット中継は逐条解説で触れられるか。

【事務局長】 委員会のインターネット中継は、代表者会において先送りという形となったので、平成26年度予算で盛り込むことができるかというのと、なかなか状況が変わらない中では難しいと思う。ここ数年は現実問題として予算要求できないと思うので、そういう項目を逐条解説に書くのは整合性という部分でいかがかと思う。

【赤嶺委員】 代表者会が先送りにしたのか。代表者会では全会一致にならなかつただけである。

【河崎会長】 インターネット中継については合意されたが、それに伴う環境整備で意見が合わなかった。

【赤嶺委員】 インターネット中継そのものを代表者会が先送りしたわけではない。

【事務局長】 現実問題としてどういう手法でやっていくかを、これから議論していかなければならない。

【赤嶺委員】 逐条解説に載せることは可能ということか。

【事務局次長】 先日の代表者会では、少なくとも25年度は予算要求しないことが合意されている。直接的には委員会の運営方法について方向性を見出せなかったことによるが、このままでは25年度は予算化できないがよいかという部分も含めて合意されたと認識している。

【窪委員】 インターネット中継に当たり、委員外議員の質疑を制限するとのことであった。委員外議員の質疑はできなかったのを勝ち取ってきたが、インターネット中継するから制限することには同調できないとの立場である。インターネット中継が合意できなかったのではない。

【河崎会長】 逐条解説で、本会議及び委員会のインターネット中継の記載ができるように努力する。

第3項は県内でも先進的な事例なので残したい。

【事務局長】 「賛否結果」の文言は「審議結果」にはできないか。賛否の否はとっていないので審議結果という形になるのではないか。

【河崎会長】 市民には「審議結果」でわかるか。

【中村副会長】 採決の採り方は「賛成の諸君の起立を求める」で、座っている人は反

対なのか、別の理由で立たなかったのかはわからないということか。

【事務局長】 結果的には否ということでもよいかもしいないが、条例に「否」と載せてよいのか少し引っかかったので、皆の意見を伺いたいということである。

【赤嶺委員】 議会だよりはどうなっているか。

【事務局次長】 審議結果である。

【赤嶺委員】 白丸と黒丸の説明はどうなっているか。

【事務局次長】 賛成、反対と表記されている。

【河崎会長】 議員には賛成か反対しかない。さもなければ欠席か退席しかない。立たなければ反対と教えられてきた。

【窪委員】 審議結果イコール賛否結果であるなら、条文として「審議結果」が適切であれば、それでよいのではないか。

【河崎会長】 「審議結果を公表する」は市民感覚として何のことかわからない。

【大波委員】 そんなことはない。

【窪委員】 賛成か反対かだけではなく、審議の内容もとなるのではないか。

【河崎会長】 その人の意見が書いてあるようなニュアンスを受ける。だから議会だよりでは白丸は賛成、黒丸は反対とわかりやすい表記にしていると思う。

【窪委員】 議会だよりはわかりやすい言葉にしたほうがよいが、この場合は条例の規定なので、適切な用語で対応したほうがよい。

【河崎会長】 第3項は「議案に対する議員の審議結果は公開するものとする」でよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第4項は、事務局提案は「地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」である。

【山田委員】 公明党は「意見交換会」の前に「各種団体やサークルとの」と入れたい。いろんなところで話を聞いたが、市民全体に呼びかけて行うと同じ意見を持った方が毎回来られるとのことで、それよりも各種団体やサークルなどのいろんな意見を持っている方たちと意見交換会を開催していくときちんと限定して書いたほうがよいと考えている。

【井上委員】 新政クラブでは、議会は合議制の結果が議会の意思であり、議会報告会では議会だより以上のことは言えないため、そういう報告会をわざわざ出向いて行うことに意味があるのかとの意見が出ている。

【窪委員】 イメージとしては、商工会議所との会談、医師会との会談である。保育園の団体の意見を聞いたり、障害者団体の意見を聞いたり、こちらから報告するより、向こうからいろいろな要求を聞くというイメージでとらえている。団体と意見交換して聞くほうが、それを議会で反映できる。

【井上委員】 意見交換はよい。ただし議会報告は、議員個人の意見は言えないわけで、紙面を議長が読み上げるといったようなものになるのではないか。そうであるならいかがかということである。

【河崎会長】 新政クラブは「議会報告会」は削除し、意見交換会という意見か。

【山田委員】 公明党も同じ意見で、窪委員と同じイメージである。医師会、子育てサークル、自治会などさまざまな各種団体と意見交換をしていくイメージである。

【中村副会長】 新政クラブは「議会報告会」と「意見交換会」を別扱いで議論していない。議会報告会の中で意見交換もするというとらえ方である。議員として報告会も意見交換会もできるが、議会として報告や意見交換はできないのではないか。いろいろな自治体議会が行っているが、来る人が限られたり、突っ込んだ議論ができないから形式的になっていたりという部分がある。議会として情報は公開しなければならないが、議会報告会はまだここに記載すべきではないというのが新政クラブの意見である。

【河崎会長】 議会報告会や意見交換会はやらないほうがよいとの意見か。

【井上委員】 市議会としてやるより、議員活動の中で意見を吸い上げ、それをもって議会で議論をしていくほうがよいということである。

【河崎会長】 ある会派だけでやると一方の意見しか聞けないが、議会としてやると、集まった人の両論の意見を聞いて、その中で判断できる。そういう議会としての市民に対する説明責任が今問われていて、議会基本条例をつくるメリットの一つとして多くの自治体で行われている。少し考えすぎではないか。

【中村副会長】 いくつかの議会を視察したが、議会報告会が有効に活用されていると思えるところはなかった。他市でやっているからではなく、例えば本市議会では議会だよりで審議結果がダイジェストでわかるし、議事録も見られる。本会議最終日の採決は、各委員会の審査結果の内容を伝える委員長報告、各会派の討論を含めて動画でも見られる。あえて議会報告会を行わなくても、そういった情報はある意味十分公開できている。単なるパフォーマンスで行う必要性はあまり感じない。情報公開は、必要な情報が必要な形で市民に提供されていることが大事であり、議会としていかにも改革したのだというパフォーマンスを示すことが重要ではない。現時点では情報は十分に公開されていると思うので、あえてここに盛り込む必要はないと考える。

【大波委員】 会派の報告のように強調したい部分しか報告しないのではなく、議会として中立的な意味合いとして報告する。本市議会ではそういった形での報告はなかった。皆が必要ないというならそれはそれでよいが、会派や議員個人の報告とは違う形である。

【河崎会長】 やってみてうまくいかなければ条例を改正する方法もある。やる前に他自治体議会ではうまくいっていないと決めつけて、条文に入れたいのかどうか。

【山本委員】 内容は議会だよりと同じになるかもしれないが、やるという姿勢は示す必要がある。やっても意味がない内容ということになれば改善していけばよい。始めからやらないのは、改革に前向きでないと市民にとらえられてしまう。

【河崎会長】 新政クラブは、この条文を取ろうとまでは言っていない。

【中村副会長】 取ろうと言っている。

【大波委員】 報告の内容が議会報告以上でなければ必要ない。議会報告よりも盛りだくさんのことを発表して、議会報告の枠を出ることができればよいのではないか。

【河崎会長】 パフォーマンスとの表現は、議会としてやるべきと主張している人に対していかがか。

【山本委員】 議会だよりで紙面や締め切りの都合上、記載できない事項もある。議会だより以下のものではないと思う。

【河崎会長】 市民の多様な意見を聞くことを議会や議員の活動原則の条文で入れている

る。自分の支持者の意見は聞いていると思うが、そうではない意見を議会として聞いていかなければいけない。広く市民の意見を聞いていく仕組みをつくっていくのはとても大事なことであり、議員として議会としての重要な役割である。県内の基本条例で入れていないところはない。

【赤嶺委員】 議会報告会は議会基本条例の柱であると考えている。こうした市民参加の機会を明確にしていない議会基本条例はないのではないか。ただやるだけでは効果は薄くいろいろな課題があるので、それに対して真摯に向き合い、どのようにしてよりよい議会報告会を行っていくかである。議運で視察に行った嬉野市は、議会報告会が議会の活性化に役立っているよい例であった。議会だよりやインターネット中継でさまざまな情報が公開されているが、市民がいろいろな議会の情報に触れやすい環境をつくるのは議会の責任で、あわせて市民が議会と接点を持って意見交換をすることも、これからは求められていくと考える。

【中村副会長】 パフォーマンスとの表現はいかがかという感情的な話をすると、真摯な議論ができない。議会報告会をやろうとしている人や制度そのものを批判したわけではない。ただ、改革という、とにかく新しいことをやりたがる。本市議会ではかなりの情報が公開されているが、そういったことを議員がどれだけ市民に報告しているのかもまずは考えてみなければならない。委員会が傍聴できるとは知らなかったと多くの人に言われた。委員会が傍聴できることはどのように伝えているのか。本会議は、一般質問以外はどのように行われ、動画で録画でも見ることができるとをきちんと伝え、議会だよりも発行している中でも、なおかつ議会報告会をやるべきというのであればやったほうがよい。そういったことが中途半端で、これが駄目であれが駄目だからまた新しいものを、他の自治体でやっているから新しいものを入れるというのであれば、あまり意味がない。今あるものをしっかり運用して、周知することも議員の役割である。それを自分はかなりやった上でこのような話をしている。今あることをしっかりやった上で次のことを考えることが、すべての改革の基本である。他自治体がやっているから載せる、とにかく新しいことをやれば改革だというのは、そもそも考え方が違っている。

【赤嶺委員】 今の内容は議会基本条例を否定している。改革は目新しいものと見られがちだが、今不足している部分を補い、さらによくしていくとの側面も持っている。議会報告会は議会が市民に向き合う場になり、今足りないものを伝えて向上させるという効果もあると考えており、だからこも他自治体議会も取り入れているのではないか。

【窪委員】 議会報告もよいが、やはり各種団体の意見を聞くということだと思う。今までもやっているが、それをさらに積極的にやる必要がある。

傍聴の問題では、かつて委員会は委員会室で行い、傍聴を制限していた。それを可能な限り傍聴できるように全員協議会室で開催するようになった歴史がある。議会だよりは質問しても掲載できなかつた。積み重ねて、その延長線上でどう改革するかとしなければいけない。全部変えるのではなく、長年の議会の中での経験が今なので、それを踏襲しながら改革していくことだと思う。できるだけお互いが合意して、認識を共有しながら前に進めるという進め方でよいのではないか。第4項は、先ほど会長が述べた内容でよい。

【河崎会長】 公明党は議会報告会を盛り込んだもので賛成か。

【山田委員】 議会報告会は、地域に出向くことで市民が参加する機会をふやすことに

なると思う。ただ、より大事なことは、各種団体やサークルとの意見交換会を行い、意見を聞くことである。議会報告会の場で質問が出れば答えるが、意見を交換して聞いていくのは各種団体やサークルからとのイメージである。

【河崎会長】 行政が、無作為抽出した二、三千人の市民に案内を送り、応じた人に意見を聞く「やまと市民討議会」を行った。各種団体やサークルと限定すると、そのようなことはできなくなるので、限定しないほうがよいのではないか。

【窪委員】 書き込まなくても、条文が要請していることを行っていく。行間を読む形で解釈すべきと聞いてきた。

【赤嶺委員】 団体は複数を集めて行うのか。団体に所属していない方で参加したい方には、どう対応するのか。

【山田委員】 複数でもよい。この文面では議会報告会の中で報告や意見交換になるイメージがあり、実施している自治体議会にも状況を聞いたりしているが、いつも同じメンバーで広がりがないとのことである。そういう意味でいろんなところで活動している団体の意見を聞く。サークルに入っていない人や無作為抽出の話があったが、それを一つの枠にして行うことも考えられる。

【河崎会長】 まとめると、見出しは検討が必要である。第1項は「本会議及び委員会 は、原則として公開する」、第2項「議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする」、第3項「議案に対する議員の審議結果は公開するものとする」とし、第4項は今出ている案が「議会は、地域に出向いて議会報告会や各種団体やサークルとの意見交換会を開催するものとする」である。

【赤嶺委員】 第4項は「市民参加」の条文になるのではないか。

【河崎会長】 「会議及び情報の公開」よりは「市民参加」に近い。「市民参加」の条文に移すのがよいかもしれない。

【中村副会長】 個人の意見ではなく、新政クラブ9名の意見として述べている。議会報告会をしないというのは、市民に情報を公開しないのではなく、今でもいろんな形で情報を公開しているし、参加の機会もある。それが十分に活用されていないので、まずそれをしっかりと基本条例の中で明記して、その活用を促すことが先であると考えている。改革が必要ないと言っているのではなく、今ある制度をしっかりと明記して、さらにそれを活用していく。制度が悪いものがあれば、制度を変更させていく。今ある制度が十分に活用されているが、それでもさらに必要があればそれを加えていくのが、順を追った改革の仕方である。新政クラブは、第4項は削除である。

【河崎会長】 情報の公開ではなく、市民参加としても同様の意見か。

【中村副会長】 会派内では「会議や情報の公開」の枠でしか議論はしていないが、議会報告会については、議員個々の意見は言えずに客観的な報告しかできないのであれば、わかりやすく議会だよりを解説する枠を出ないのではないか。そうであれば、やる意味がないのではないかとこの意見である。

【河崎会長】 第4項を「市民参加」の条文に移し、「地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」との条文や「意見交換会」の前に「各種団体やサークルとの」を入れることを含め、再度会派で意見を聞いてもらいたい。

【窪委員】 議会報告は削って、「意見を聴くことができる」としてはどうか。どの範囲まで議会報告できるかはわからないが、市民から芸文ホールについてどうかと聞かれ

ば、各会派の立場を説明せざるを得ない。そのこのところも含めて検討してもらいたい。

【河崎会長】 明るいまらい・やまととみんなの党大和は、第1項は「本会議及び委員会、原則として公開する」で合意できるか、検討してきてもらいたい。

【赤嶺委員】 第4項を「市民参加」に移動するという前提で、「会議及び情報の公開」は既に行われている内容なので、規定する必要はないという考え方も出てくる。

【河崎会長】 後退しないために規定するということもある。

【窪委員】 議会は、今公開しているからといって、それが永久に保障されるということはない。議運での決定で委員会の傍聴を制限することもあり得る。そういうことがあるから、原則全会一致にするよう主張している。ここに書いてあることは今の常識では当然のことだが、きちんと条文化して後退を許さない。よって、現在行われていることもきちんと明文化しておく必要がある。

【中村副会長】 賛成である。

【河崎会長】 この部分は、次回に送る。

次に「議会の会期」について、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 会長からの指示があり、先般の地方自治法改正前に、通年的議会を先行して実施している四日市市議会に、今回の法改正にどのように対応するのかを含めて伺ったところ、「議運で検討してきたが、今までの定例会制度の延長として、通年的議会继续することになった」とのことであった。理由は、「法改正による制度は、定例日を定めなければならないなど制約が多く、選択することはとても難しい。他市で実績が出てきたときに検討したい」とのことである。全国市議会議長会にも確認したが、全国で法改正により通年議会にした例は聞いていないとのことで、理由は制約が多いとの見解であった。事務局としては、この条文で通年議会を定めることは、定例日を規定しなければならないので条文的にもできないと考えている。削除をお願いしたい。

【河崎会長】 この条文を削除したいとのことである。通年議会が可能になったが、別の制約が出てきた現状の中では、全国のトップを切って規定するよりも、他自治体の事例を見ながら改正する方法のほうが賢明ではないか。現に、基本条例制定に向け先を走る藤沢市議会でも規定していない。

【赤嶺委員】 神奈川県議会はどうか。

【議事担当係長】 会期を長くする通年的議会である。

【窪委員】 川崎市議会では、請願陳情を会期中でなくても審査していると聞いている。事務局では承知しているか。

【議事担当係長】 会期は、定例会、臨時会との制度を採りながら、継続審査などで付議事件をつくって、閉会中に委員会を開催する手法で開催しているのではないか。閉会中に委員会を開催する工夫をしているのではないか。

【大波委員】 削除で異議はない。

【河崎会長】 今回はあえて盛り込まないこととしたいがどうか。

【中村副会長】 賛成である。

【赤嶺委員】 通年議会の議論の際、本会派が提案した「議員登庁日を設ける」は、通年議会になれば会期が延びて、議員が市役所に来る状況が多くなるので、そうであればと納得してカットした。その辺りはどうなるのか。

【河崎会長】 月1回は全議員が登庁することを基本条例に盛り込む場合、事務局では

どこにどのように盛り込めばよいと考えるか。

【事務局次長】 そのようなことを規定するのかを議論していただきたい。具体的にどう盛り込むのかは、時間をもらわないと回答できない。

【大波委員】 議員はかなり忙しい。皆に会うためだけに来てくれというのは考えづらい。

【赤嶺委員】 何かを提案したいときや議論したいときに、定例会中でないと、まとめて会える機会がなかなかない。現状では定例会中以外で何か提案しようとする、各議員宅に伺うといった労力がかかってしまう。月に最低1回は、皆が自由に議論する場があってもよいのではないか。通年議会が削除されるのであれば、改めてこういう機会を設けるべきと提案する。

【河崎会長】 月に1回は全員協議会を開催して情報交換や学習などをしたほうがよいと代表者会で提案してきた。月に1回登庁するというルールではなく、その辺りでフォローできないかと思う。ここの部分も持ち帰って各会派で検討としたい。

次に「委員会等」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 地方自治法に定められている内容を改めて記載する必要があるのか。委員会条例等もある中で、その点が懸念される。第2項で「各派代表者及び全員協議会」と記載されているが、先ほど述べたとおり、本来は会議規則に規定すべき内容であり、条例に規定した場合の取り扱いは難しい問題があると考え、条例には規定しないでもらいたいというのが意見である。

【河崎会長】 「委員会等」の条文は全削除との意見か。

【事務局次長】 そのとおりである。理由は2点あり、地方自治法に規定があること。条例に定めると公開になるということである。

【窪委員】 定めなくても地方自治法に定めてあるから、その必要性はないということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【大波委員】 削除で異議はない。

【山本委員】 委員会は委員会条例で定めているが、各派代表者会や全員協議会は要綱で定めているのか。

【議事担当係長】 代表者会は、会派及び代表者会に関する規程を定めてそれに基づき運用されている。全協は、規程等はない。過去どのように運用してきたのかを手引きに記載しているのみである。

【河崎会長】 地方自治法第109条第1項で「条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる」、第2項で「常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」などが規定されている。この規定に基づき委員会条例があり、同条例から委任されて会議規則にも規定がある。また、平成20年の自治法改正で、第100条第12項が追加され、各派代表者会や全員協議会など議会活動の範囲を明確化するため、「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」となった。このことにより、代表者会、全協は会議規則に定めれば正式な会議とすることができることになった。調べたところ、この規定により代表者会、全協などを規定している自治体議会は都道府県議会では277の議会を位置づけていた。市町村議会では

1328 の会議が位置づけられていた。県内では川崎市議会が 4 つ、横須賀市議会が 7 つ、箱根町議会が 1 つ、湯河原町議会が 1 つ位置づけている。代表者会、全協は全員一致になっていないので現状では公開できないと思うが、今は任意の会議で市民には見えないので、公開しないまでも見える化が必要ではないか。よって、この規定は残したいがどうか。

【赤嶺委員】 議運の視察で伺った議会で、規定する理由の中で公務災害が適用されるという話があったが、その辺りはどうか。

【議事担当係長】 会議規則に規定し正式な会議にすることにより、公務災害の補償の対象にできる。また、本市議会では該当しないが、交通費などの費用弁償を支払うことができる。もう一面では正式な会議にすることにより、その会議を公開していくことも求められていく。

【河崎会長】 川崎市議会は会議規則に規定しているが、公開していない。公開する方向性は考える必要はあるが、会議規則に規定すれば即公開ということではないと認識している。

【議事担当係長】 義務づけられるという状況ではないが、要求されてくる部分である。

【河崎会長】 川崎市議会は平成 21 年 4 月に位置づけて、いまだに公開していない。

【中村副会長】 条文案の第 2 項の「別に定める」は会議規則にということか。

【河崎会長】 そういう意味である。

【中村副会長】 自治法で「会議規則の定めるところにより」とあるのを条例で受けて、条例から会議規則に委任することはできるのか。

【議事担当係長】 自治法は、会議規則に定めることにより正式な会議にすることができるという規定である。

【中村副会長】 基本条例に規定して位置づけたいというのもわかるが、自治法の規定からすると、代表者会と全協を正式な会議にするかは会議規則に規定するかどうかで議論すべきで、本協議会で議論する内容ではないのではないか。

【河崎会長】 「別に定める」を「会議規則で定める」とすれば、基本条例で規定できるか。

【議事担当係長】 現状認識として、改選後に行われた議会改革の検討で、代表者会では、平成 23 年 9 月に「代表者会の一般公開」の提案が不採択に、同年 12 月には「全員協議会の公開」の提案も将来的に検討として現状維持となっている。ここで「会議規則で定める」と入れると、議会内で合意の取れているレベルよりも、かなり踏み込んだ内容になる。

【河崎会長】 「別に定める」を「会議規則で定める」とする点はどうか。

【議事担当係長】 「会議規則で定める」と書けば条例が施行されれば定めなければならないので、決定事項になるという趣旨で答弁した。

【河崎会長】 この条例が案となる前に、代表者会で合意を得られればよいということか。

【議事担当係長】 議会内での合意が同じ水準になっていれば、規定することは問題ないとは思う。

【河崎会長】 全員協議会は、将来的に公開は検討していくと結論が出ているとのことであれば、ここに規定したとしても即公開になるわけではない。会議規則に位置づける

と公開という説明は、少し違うのではないか。

【議事担当係長】 自治法第100条第12項の「協議の場」が位置づけられた時の国からの通知では、「正式な会議に位置づけていくと情報の公開、傍聴を認める、会議録を公開することなどが考えられる」、「費用弁償や公務災害の補償対象になる」という2つの観点から改正をしたとの解説がついていた。その後の運用は各市議会いろいろあるかもしれないが、正式な会議に位置づけるとセットで公開が求められると考えている。

【中村副会長】 新政クラブは「委員会等」は削除でよいと考えている。第1項は、委員会については、自治法で「条例で定める」とあり、それを受けて委員会条例がある。それを基本条例でも定めると、自治法を受ける条例が2つあると読める。あるいは、基本条例が議会の基本的な条例だとすれば、基本条例で受けて基本条例が委員会条例に委任するというのは、法体系的におかしい。第2項は、自治法では会議規則で定めることになっている事項である。会議規則で定めるとあるものは会議規則で定めなければならない。会期規則でどうするかということで、現状一定の結論が出ているとのことであれば、それが不都合であるなら会議規則を検討するところで再度検討するのが筋である。

【河崎会長】 合意に至らないので削除の方向にならざるを得ない。

【山本委員】 仮置き条文があって、削除の提案があり合意が得られないなら、仮置き条文のままになるのではないか。

【河崎会長】 この条項は入れたいが、本協議会で合意に至らないので削除せざるを得ない。

【山本委員】 定めるべきではないか。

【河崎会長】 合意に至らないものは削除していくしかない段階と考えている。修正案が合意にいたればよいが、修正案は思い浮かばないので、「委員会等」は削除する。

次に「議会と市長の関係」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 条文の内容が、前文や他の条文と重なる部分が多いと考える。「市長等の事務の執行の監視及び評価」「政策立案及び政策提言」という文字はほかの条文にも入っている内容である。

「市長等」の「等」は「市長その他の執行機関」とはっきり書いたほうがよいのではないか。

【窪委員】 この条は削除したほうがよいということか。

【河崎会長】 見出しの「市長等」を「市長その他の執行機関」にしたほうがよいというのが一つか。

【事務局次長】 条文中の「市長等」である。

【河崎会長】 条文を朗読してもらいたい。

【事務局次長】 「議会は、二代表制の下、議事機関として、市長その他の執行機関」というように明記したほうがよいというのが意見である。見出しをどうするかは考えていない。

【河崎会長】 新政クラブからは何かあるか。

【中村副会長】 新政クラブからは修正はないが、確かに内容的にほかとダブっている部分が多い。

【河崎会長】 この条文は「保つものとする」で切ることでよいと思う。「事務の執行の監視及び評価」は、ほかの条文でも書いていて、「政策立案及び政策提言を行う」もほか

の条文で書いているので、「議会は、二元代表制の下にある議事機関として、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保つものとする」でどうか。

【大波委員】 事務局の意見は、同じことがいくつか書いてあるから削除すべきということではないのか。

【事務局次長】 そういう考えもあるが、この条文を生かすのであれば、今会長が述べた条文も一つの案と考える。

【中村副会長】 「緊張ある関係を保つ」は政治学的には表現としてあると思うが、法律的な条文として、こういう表現はあるか。

【河崎会長】 藤沢市議会の基本条例案では「市長等との関係等」の見出しで「議会は二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を構築するよう努めなければならない」である。

【事務局次長】 市の法制担当に確認しないと議会事務局ではわからない。市側とすり合わせをする時に、この部分に疑義があれば意見が出てくると思う。もし必要であれば、次回までに市の法制担当に確認する。

【河崎会長】 茅ヶ崎市議会の基本条例は「議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら」となっており、法律的に難しいということでもない感じである。

【大波委員】 重複しているので、すべて削除でよい。

【河崎会長】 どのような理由か。

【大波委員】 前文に書いてある。同じことをいくつも書く必要はない。

【窪委員】 削除するなら、前文の「執行機関と健全な緊張関係を保ちながら」を「市長その他の執行機関と健全な緊張関係を保ちながら」にすればよいのではないか。

【山本委員】 前文は前文であり条文ではない。条文が重なっているならわかるが、前文にあるから条文を消すのは逆ではないか。

【赤嶺委員】 あってよいと思う。議長と市長の関係は、多くの会派が載せたいと要素案が出され条文化されている。

【河崎会長】 「議会と市長との関係」に関連して他の条文にも修正案が出ているので、通して議論したい。新政クラブから次の「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」について修正案が出ているので、説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 一たん休憩をお願いしたい。

【河崎委員】 一たん休憩する。

午後 2 時 56 分休憩

午後 3 時 08 分再開

【河崎会長】 新政クラブに修正案の説明をお願いします。

【中村副会長】 「市長による政策の形成過程の説明、行政評価」として、かなり細かい条文を提案していたが、もう少し簡略にするよう会派内での話があり、また「議会への説明等」の条文と内容的にダブっているところがあるので、この2つの条文を合わせて、第1項を「議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長に対し十分な説明を求めるものとする」、第2項を「市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする」

としている。

【河崎会長】 「議会への説明等」は神奈川ネットワーク運動の要素案からの条文だが、新政クラブの修正案に合わせて、削除することでよいと考えている。

【大波委員】 修正案には反対である。

【河崎会長】 「議会と市長等との関係」の条文は削除し、「市長による政策の形成過程の説明」の条文と「議会への説明等」の条文は原文のままということか。

【大波委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 補足であるが、もともとの新政クラブ案は第1号から第8号まで細かく規定しているが、修正案は列挙していないので条文的にはかなり短くなっている。だが、逆に項目にとらわれないので、これ以外のことでも十分な説明を求めることができる。より広範囲な説明責任を市長に求めることを課した条文であり、より議会の権能が強まると考えている。

【河崎会長】 会長としては「議会と市長等との関係」は先ほど述べた条文とし、「市長による政策の形成過程の説明」は見出しを検討する必要があるが新政クラブ修正案とし、「議会への説明等」は削除することで合意を得たい。

【大波委員】 合意できない。

【河崎会長】 どこに問題があるのか。

【大波委員】 単純な条文にすると、市長はますます情報を出さない。勝手なことばかり言って、議員が意図する内容に答えない。明確に規定しないと市長はますます議員に情報を与えないということに尽きる。

【中村副会長】 大波委員は「議会と市長等との関係」は会長が述べた案でよいのか。

【大波委員】 後段が原文のままならそれでよい。

【中村副会長】 ほかとのバランスを考えると、ここだけが妙に具体的過ぎるので、このような修正案を出した。

【河崎会長】 「次に掲げる事項」ではなくて、第1号から第8号までの中で特に外せないものを横並びに列挙して、十分な説明を求めるものとするのはできないか。

【中村副会長】 中途半端に入れると、なおさらそれ以外のは説明しないとなる。

【河崎会長】 「政策等の背景と経緯」「検討した他の政策案の内容」「他の自治体の類似する政策等との比較検討」などは必要か。

【中村副会長】 例として逐条解説で記載することでどうか。例示列挙なので、例示したこと以外でも必要であれば求めることはできる。

【窪委員】 現在の予算、決算には説明資料がついているが、それとの関係では整合性をどうとらえればよいか。あの資料では不十分ということか。

【中村副会長】 必ずしも予算化した事業ではなく、計画段階で議案として上がる前の段階でいろいろ説明を求めて、議会が判断できる環境をつくろうということである。

【窪委員】 市側が首を縦に振るかどうか。

【河崎会長】 市側でかなり抵抗のある部分だと思う。

【窪委員】 市側は抵抗すると思うが、どうやって議員がそのような過程の状況を認識するか。まだ白黒つけていない段階のものである。

【中村副会長】 条文に盛り込むと抵抗もあると思うが、より広範囲なものとして逐条解説に例示し、議員がそのようなことを求めていくというのがよいのではないか。

【河崎会長】 市側は逐条解説のついたもので意見交換をしたいと希望している。

【中村副会長】 条文に書き込むのと、逐条解説では違う。

【赤嶺委員】 第1号から第8号までで資料として確実に出ていないものはどれか。

【河崎会長】 検討した他の政策等の内容や他の自治体の類似する政策等との比較検討といったところは、実際資料として出すのはなかなか難しいかもしれない。

【大波委員】 そんなことはない。すぐに出せる。

【赤嶺委員】 現実的に第1号から第8号までの資料を全議員に配付することになると、なかなか難しいのではないかと。修正案だと、8項目の中から各議員がほしい資料を要求することができるのではないかと。8項目すべてが1つの案件に対して必要な案件ではないと思う。

【中村副会長】 資料を求めるという話になっているが、原文と修正文はともに「説明を求めることができる」である。

【河崎会長】 修正案の第2項で「説明資料を作成するよう努める」とある。

【中村副会長】 第2項は「予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たって」である。第1項と第2項は別の話である。

【河崎会長】 資料はいらないということか。

【中村副会長】 必要であれば求めれば出すかもしれないが、資料を配付して終わりではなく、このようなことを説明してもらいたいと議会が求めて、それに対して市側が説明するという条文である。

【赤嶺委員】 資料が配付されるイメージである。各議員が求める資料は各議員ばらばらであると思うので、すべてを記載する必要はないと思う。この中のものを自由に各議員が求めていけるような環境のほうが望ましいのではないかと。

【河崎会長】 修正案で合意できるということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 実際に第1号から第8号まで規定しても、市側との話し合いの中でここは難しいだろうと思っている。

【大波委員】 難しいと言ったら何もできないので、要求してどのような形で妥協できるか話し合いの中で決めることである。

【河崎会長】 市側との交渉以前に本協議会で一致できていない。提案会派でも合意できなかったとのことで修正案が提示されている。

【窪委員】 会長は事前にこの案を持って、市側と交渉したのか。

【河崎会長】 市側と調整する前に、新政クラブの中で第1号から第8号まで列挙することが合意できないため、修正案を提示しているということである。

【赤嶺委員】 大波委員の懸念は同様に感じる。書かないと市側はやらないということは多くの議員が思っているところと思うが、修正案のようにまとめて、その中で説明の求め方の議論をこれから進めていけば、その中で解消できるのではないかと。

【窪委員】 修正案は市長を主語にして、「市長は重要な計画、政策、事業等について、議会に十分な説明をするよう努めなければならない」とするほうが、市側も受け入れやすいのではないかと。「議会は十分な説明を求めるものとする」と断定すると、市側も構えてしまって難しいのではないかと。

【河崎会長】 事務局は今の意見をどう考えるか。

【議事担当係長】 考え方の問題にまで踏み込んでしまう。主語を入れかえて、「行うよう努める」は条文上できるが、考え方の部分は委員で決めていただきたい。

【河崎会長】 第2項は市長が主語になっているが、このままの条文で市側と話し合いをしてみたい。

【窪委員】 正副会長は大変である。

【山田委員】 このままとはどの条文か。

【河崎会長】 新政クラブ修正案の主語のままということである。よろしいか。

【事務局長】 文言の整理の確認で、第2項は「予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たって」とあるが、予算と決算の扱いに、なぜこういう差を設けているのかという気がする。「予算又は決算を議会に提出するに当たって」で足りるのではないか。

【河崎会長】 同様に、例えば「議会に提出する予算又は決算を議案にするに当たっては」などでよいと思っていた。ここまで丁寧に書かなければならないのかと思っていたが、事務局としてはどうか。

【議事担当係長】 会長から検討の指示はあった。正式に文言にするとこのようになると考えているが、よいまとめ方があれば変更可能である。一度案文を見てしまうと、予算と決算は性質が違うので、このままでもよいと考えていた。

【河崎会長】 「予算又は決算を議会に提出するに当たって」や「議会に予算又は決算を議案にするとき」あたりで、趣旨を変えない形で、事務局で考えてもらいたい。

【窪委員】 予算や決算の説明資料との関係はどうとらえればよいのか。あの資料をもっと充実させるということか。

【議事担当係長】 予算は新規充実の事業の説明は記載されているが、決算の主要な施策の成果のような資料までにはなっていない。そのようなところを求めているのではないか。

【窪委員】 充実するようにということで理解した。

【河崎会長】 「議会と市長等との関係」は残すことでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「行政評価」の条文について、何かあるか。

【事務局次長】 「行政評価を行う」と言い切っているが、「行うことができる」にはできないか。言い切ると、施行日までにどのように行政評価を行うのか十分に議論をして、施行日には行政評価ができるようにする必要がある。第2項は行政評価を予算に反映させるとあるが、議会として一致した評価が出せるのか。ただ意見を列記するだけでは、予算に反映させるところまではいかないと考える。

【河崎会長】 前回、日本共産党から行政評価は大変なので、お盆返上ではできないとの意見があったが、忙しいからできないというのは市民への説明責任を果たせない。不断の研鑽に努めるという規定も入れており、議員の資質向上にも資するものと思う。できる規定にしておくことも必要というのは事実だろう。第2項は実際に行政評価を行えるようになって、かつ、その評価結果が予算に反映されないときに条例改正してもよいのではと考えている。よってこの条文は「議会は、議会として行政評価を行うことがで

きる」で一本化したいがどうか。

【窪委員】 スタッフがいなくて議員だけで行うということか。

【河崎会長】 そのとおりである。

【窪委員】 大変なことだと思う。

【河崎会長】 最初からすごい行政評価は多分できない。今皆が見ている事務事業評価、施策評価あたりから始めるということではないか。

【大波委員】 議会が行政評価を行うというのはできるのか。各会派でそれぞれの考え方がある。市が行うのは市がやっている事業だからできるが、議会は簡単にできない。

【河崎会長】 施策評価ならできると思う。

【窪委員】 非常に難しい。大きな課題である。

【赤嶺委員】 積極的に行っていくべきである。最初からすべての関連する事業や施策について評価できるかと言えば、そうではない。最初は少なくともふやしていけばよいし、その流れの中でどのようなやり方が本市議会ではふさわしいかということも考えていけばよい。意見はばらばらというより、どこかに寄ると思う。少数意見も評価の中に記載しながら、議会として一定の評価を出すことは必要ではないか。しっかりやっていくという姿勢があるなら、できる規定でもよい。

【河崎会長】 できる規定で統一していきたい。

【窪委員】 入れるとすればできる規定だが、主要な施策をピックアップしてやるのだろうが、当然それぞれの会派、議員で意見が分かれる。議会としては全部オーケーという形にならない場合がある。下水道使用料の値上げや国保税滞納者への収納の問題など、それぞれ分かれる。非常に難しいし、課題がある。反対することではないが、できる規定でないと、「行う」では義務規定になる。

【中村副会長】 新政クラブは規定しないという意見である。消極的な意見ではなく、現実的などころをしっかりとやっていくということで、まずは決算の委員会をもっと充実させるというところに努めて、その先に行政評価もやるべきだということであれば、その時点で考えるということである。現時点では現状の決算の委員会をもっと充実したものにする努力を先にやるべきで、それがまだ途上なのに、いきなり行政評価と大上段な話を持ってきても、結局名前だけのものに終わらないか。そうであれば今の決算の委員会をもっとちゃんとやろうという意見である。

【河崎会長】 決算委員会をもう少しきちんとやるという具体的な部分で、行政評価なども導入していったらどうかということ述べている。決算委員会をもっと充実させるというのなら、どのような手法で充実させるのかを提案してもらいたい。

【中村副会長】 本市議会では決算特別委員会を設けず、それぞれの常任委員会で他の議案と一緒に1日で審査しているが、例えば決算特別委員会を設けることなどを含めて、決算をより集中して審査することを考えてみる。その手法をとるかどうかは別にして、今の決算委員会を活性化させることをまずはやってみて、その先にあるものが、よりよい決算をやるのが行政評価であるとの方向であれば、その時に考えればよい。決算の委員会の活性化ができる状態であるのに、いきなりその先の行政評価をできるとして、できる規定だからやらなくてよいということはないので、行政評価をやる準備に早速とりかかることになるが、行政手法を取り入れることだけが果たして決算の委員会を充実させることなのかとの意見も会派内で出ている。評価をしないのではなく、よりよい評価

の仕方が行政評価の手法をできるところから始めていくことなのか。決算の委員会をもっと充実させる方法を議会全体で考え行っていくべきではないかということである。

【窪委員】 藤沢市議会は決算特別委員会を設けて、1週間近く集中審査をしている。そういう手法を取り入れてはどうかと議会活性化協議会で提案したことがある。そういうことを含めて全体としてどうするかである。決算特別委員会の設置は議運で決めることでよかったか。

【議事担当係長】 特別委員会としての設置であれば、その議案を議運で協議して、議決をもって設置していく流れとなる。

【河崎会長】 特別委員会を設置すればより審査が深まることは否定しないが、行政評価に取り組むことにより、かなり議員としての資質向上になると思う。特別委員会を設置すれば、そこの辺りが解決していくということではない。

【中村副会長】 新政クラブは特別委員会の設置を勧めているわけではないが、現在の決算の委員会のあり方を全体的に見直して、より充実することを先にやっていくべきとの意見である。

【赤嶺委員】 議会として何らかの評価を市民に明らかにしていくことが必要である。副会長から決算委員会との話があったが、その中で明らかにしていけるような環境があれば、あえて行政評価をやる必要はないが、現在の委員会の中でこの評価はどうだろうという議論はない。議員側としても事業や施策のあり方を評価していくことは必要ではないか。市側の評価だとすべてうまくいっているとなりがちなので、議員が積極的に関わっていくことが必要である。

【河崎会長】 山田委員は行政評価に力を入れていると思うが、どうか。

【山田委員】 基本的な考え方としては必要であると思っている。すべて入れないということではなく、きちんと入れて、どうやって市の施策を評価し市民の負託に応えていくのかを探っていかなければならないのではないかと。

【河崎会長】 新政クラブは譲れないか。

【井上委員】 新政クラブとしてはできない。

【窪委員】 監査委員を1年間やったが、職員がいて職員が調査したものを見て判断するだけであった。担当部署には説明させるが、議員がそれをそれぞれの立場で分析して評価するのは大変な課題だと思う。

【河崎会長】 市の総合計画審議会では、市の1次評価を受けて2次評価を行っている。傍聴してきたが、委員には市外の方も多し、施策をよく知っているのは議員だと改めて思う。議員の意見よりも審議会委員の意見のほうが市側に出ていくというところでは、もう少し市側に意見を言っていってよいのではないかと。再度持ち帰って検討してもらいたい。

【赤嶺委員】 市民参加の部分も最後に検討との話があったが、今回は持ち帰り案件が多いので、ここの部分も持ち帰って検討したい。

今回の資料に修正案が記載されていたが、明るいまらい・やまとも提案をいくつかしたい。

【河崎会長】 皆がまとまる方向のものをお願いしたい。

【大波委員】 紙面での提示はないのか。

【赤嶺委員】 次回の資料に記載してもらえればと思う。「議長の活動原則」の条文に第

4項として「議長は、定例記者会見を行う」を追加し、「議会広報」の条文に「議会は、開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報公聴課活動の充実を図るものとする」という修正案を記載してもらいたい。

【河崎会長】 紙面で事務局に渡してもらいたい。

2. その他

【河崎会長】 次回の日程について、事務局に確認を求める。

【議事担当係長】 2月8日（金）13時30分からとなっている。

【河崎会長】 13時からに変更してもよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 13時から16時までとする。

傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後3時59分 閉会